警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第111号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr>
<td>
（名称、位置及び管轄区域）
第２条　前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>岩手県紫波警察署</td><td>［略］</td><td>盛岡市のうち湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ヶ生、黒川、手代森、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（名称、位置及び管轄区域）
第２条　前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>位　置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>岩手県紫波警察署</td><td>［略］</td><td>盛岡市のうち湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、流通センター北一丁目、東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場、湯沢、乙部、大ヶ生、黒川、手代森、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

		目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、北飯岡一丁目 紫波郡			目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、北飯岡一丁目<u>、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目、北飯岡四丁目</u> 紫波郡
［略］			［略］		

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。